

平成25年度第3回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成25年5月15日（水）18時03分開会

場所 第1会議室

出席者 16名

山本学長，和田理事（総務・財務担当副学長），大矢理事（教育担当副学長），奥田副学長，鈴木評議員（言語センター長），平沢評議員（情報処理センター長），穴沢評議員（国際交流センター長），松家評議員（経済学科長），坂柳評議員（商学科長），林評議員（企業法学科長），持田評議員（社会情報学科長），八木評議員（一般教育系学科主任），金評議員（現代商学専攻長），プラート評議員（商学科教授），石黒評議員（企業法学科教授），中村（隆）評議員（社会情報学科教授）

公欠者 6名

李評議員（ビジネス創造センター長），籾本評議員（アントレプレナーシップ専攻長），横田評議員（経済学科教授），上野評議員（一般教育系教授），山本（久）評議員（言語センター教授），瀬戸評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

欠席者 0名

議事に先立ち，事前に配付している前回（4月17日）開催の平成25年度第2回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 新たな教員の定員管理の方針及び教育・研究組織について

山本学長から，新たな定員管理の方針及び教育・研究組織について，審議資料1に基づき，提案があった。

続いて，審議が行われ，原案どおり承認された。

承認後，山本学長から，本件については，5月27日に開催される経営協議会及び役員会に附議する旨，発言があった。

2. ウーロンゴン大学との協定更新について

山本学長から，ウーロンゴン大学との協定更新について，提案があった。

内容については，穴沢国際交流センター長から，審議資料2に基づき，説明があった。

なお，平成25年2月16日に期限を迎えていたウーロンゴン大学（オーストラリア）との相互理解覚書および学生交換協定について，従来の様式の協定書で期限直前まで協議を進めていたが，ウーロンゴン大学側のテンプレートの変更により文言の全面的な変更が急遽提案されたため，期限を迎えた後も引き続き協議・調整を進め，審議資料2のとおり了承を得た旨，補足説明があった。

続いて，審議が行われ，原案どおり承認された。

3. 平成25年度相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定の更新について

山本学長から、平成25年度相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定の締結（更新）について、提案があった。

内容については、穴沢国際交流センター長より、審議資料3に基づき、説明があった。

なお、先方大学との内容協議については、学長一任とし、実際には国際交流センター長が先方大学と協議を行ない、合意に至った段階で、再度、国際交流委員会にて審議を行い、了承された後には、直接、学長による決裁で、協定更新の署名・発効することを併せて、提案するが、重要な変更等がある場合は、従来どおり本評議会に諮ることにしたい旨、補足説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

4. 外国人留学生研究生出願要項について

山本学長から、外国人留学生研究生出願要項（案）について、審議資料4に基づき、提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、承認後に本件に関連して、評議員より、出願要項のその他において、既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しないと記載されているが、今般の社会状況等も考慮の上、記載内容等について検討願いたい旨の意見が出され、今後、検討することとされた。

報 告 事 項

1. 平成24年度相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定の更新等について

穴沢国際交流センター長から、相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定について、報告資料1に基づき、平成24年度には協定校3校との協定の締結（更新）が完了した旨、報告があった。

なお、ウーロンゴン大学については、先ほどの議題2で承認されたので、今後、更新手続きに入ることとし、ロシア極東連邦総合大学については、引き続き更新に向けて調整を進める旨、補足説明があった。

2. 平成25年6月期勤勉手当における評価基軸について

山本学長から、報告資料2に基づき、平成25年6月期の教員の勤勉手当に係る成績率に決定にあたり、本学の取扱い基準に基づき評価基軸を決定した旨、報告があった。

なお、評定期間中の教員の個々に係る学術上の業績等については、各学科長等から意見を聞くことにしたい旨、補足説明があった。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、5月29日（水）に開催する予定である。

以 上